マイナ保険証をお持ちの加入者様へ

マイナ保険証で医療機関を受診しましょう

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、登録したものです。（手続きはご自身で行います）

❶ マイナ保険証を利用した医療機関等の窓口での受付の仕方

①カード読み取り → ②本人確認 → ③同意 → ④完了

マイナンバーカードをカードリーダーに入れる

or

顔認証または暗証番号の入力をします

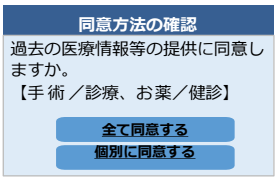

医師・薬剤師に提供するか選択

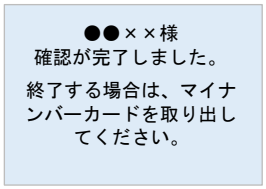

受付完了後にリーダーからカードを取って終了

※医療機関等の窓口で、職員の方の指示があればそちらに従ってください。

万が一、カードリーダーの故障等で資格が確認できない場合は以下の方法で確認することとなっており、以下の提示ができれば保険診療が可能です。
①「マイナ保険証」＋「マイナポータルの資格情報の画面提示」（ダウンロードしたPDFも可）または健保組合から通知された「資格情報のお知らせ」の提示（裏面留意事項②もご参照ください）
②「マイナ保険証」＋「被保険者資格申立書」（医療機関等窓口で記載する用紙）

❷ マイナ保険証を利用し続けるための注意事項

① マイナンバーカードは必ず更新手続きをしましょう

マイナンバーカードには、ＩＣチップに電子証明書の**5年の有効期限**が設定されています。有効期限経過後、3か月後の末日には証明書が無効となり、マイナ保険証としても利用ができなくなります。

有効期限前には、**自治体から「有効期限通知書」が届きますので必ず更新**を行いましょう。

② 転居時はマイナンバーカードを持って速やかに自治体に手続きをしましょう

転出・転入時には自治体に届出を行いますが、併せてマイナンバーカードも窓口に提出する必要があります。

以下の場合は、マイナンバーカードが利用ができなくなります。（マイナ保険証も利用不可）

- 転出届の受理以降に転出予定日を迎え、転入届の手続きしていない場合（失効後は転入先の自治体窓口で更新が必要）
- 転入の届出をしてから90日以内にマイナンバーカードの継続利用の手続きを行わなかった場合（転居者全員が対象）
  なお、継続利用申請をするには、「転入届の提出を引っ越した日から14日以内」かつ「転入届の提出を転居予定日から30日以内」にしていることが必要です。

※転居時の詳細な取り扱い等は自治体へご確認ください。

③ マイナンバーカードを紛失したら自治体で再交付を受けましょう

マイナンバーカードを紛失した場合、マイナンバー総合サイトでカードの一時停止ができます。再発行については、お住まいの自治体へお問い合わせください。なお、すぐに医療機関等へ受診の予定がある場合は、当健康保険組合に「資格確認書交付申請書」をご提出ください。

④ 国外転出時は自治体に手続きをしましょう

国外転出予定日の前日までに**「マイナンバーカード及び個人番号カード国外継続利用申請書」**の提出を行いましょう。手続きを国外転出予定日の前日までに行わないまま国外転出をすると、マイナンバーカードは国外転出予定日に失効します。

なお、手続き後は、**国外転出者向けマイナンバーカード**として手元に返却され、国外転出後も利用可能となります。

資格情報のお知らせが届いた加入者様へ

❶、❷をご確認のうえ大切に保管してください

❶ 資格情報のお知らせとは・・

- 資格情報のお知らせは、保険給付の申請時などに用いる『記号・番号・枝番』をお知らせする通知です。
- 資格情報のお知らせで、医療機関等の窓口でマイナ保険証の読み取りができないなど例外的な場合にマイナンバーカードと共に提示することで保険診療を受けることができます。
  通知の右下のカードを切り離して携帯いただきますようお願いします。ただし、スマートフォンなどをお持ちの場合は、端末にマイナポータルから『医療保険の資格情報』をダウンロードしておくことで代用可能です。
  （詳細は、留意点❷のフローチャートでご確認ください。）
- 資格情報のお知らせは、加入者様の資格情報の登録が完了し、マイナ保険証での受診が可能となったことをお知らせする通知です。

❷ 取扱いにあたっての留意点

- 以下、フローチャートに則って、マイナ保険証が使えない場合に備えてください。

ステップ1

マイナンバーカードとスマホを持っている

Yes →

【お願い】
マイナポータルの資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。

➢ ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要です。資格情報のお知らせに記載されているQRコードから❶マイナポータルにログイン＞ ❷健康保険証を選択＞ ❸端末に保存ボタンを押下＞ ❹『医療保険の資格情報』をダウンロードしてください。

NO ↓

ステップ2

マイナンバーカードは持っているが、スマホは持っていない

Yes →

【お願い】
資格情報のお知らせ（通知の右下を切り取ったもの）をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

➢ 切り取った資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合は、健康保険組合に「資格情報のお知らせ交付申請書」をご提出ください。

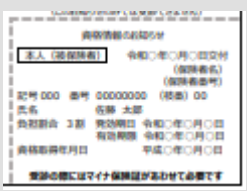

【ご連絡先】:全国労働金庫健康保険組合　業務部 03-5217-3162